

特定非営利活動法人MAGOサポート

定 款

## 特定非営利活動法人MAGOサポート定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人MAGOサポートという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県花巻市大通り1丁目4-1 MOFFに置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、広く住民一般に対し、福祉、アピアランス、コミュニティに関する多様な支援を行うことで、生活の質の向上や新しいコミュニティの創造を図るとともに、支えあい共生できる地域社会の構築と実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの振興を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学習、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 福祉MAGO事業
  - 1) 訪問まごを核とした、高齢者、障がい者、認知症の住民、及び子どもへの支援
  - 2) 芸術、美術、音楽などアートに関する活動
- (2) アピアランスMAGO事業

- 1) がんサバイバー当事者サークルの構築、及びがんサバイバーによる普及啓発活動
- 2) その他アピアランスに関する支援
- (3) コミュニティ MAGO 事業
  - 1) 市庭(いちば)づくりによる地域興し、ボランティアの育成
  - 2) 自然災害、防災、感染症対策など緊急を要する支援
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協働会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) アピアランス会員 この法人の事業を賛助するために入会した、がんサバイバーなど個人
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した企業、団体、個人事業主など事業者全般

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員並びに顧問

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員及び顧問)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。また、必要に応じて顧問を置く。

- 2 事務局長その他職員は、代表理事が任免する。
- 3 顧問は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、SNSなどオンライン上で開催できるものとし、招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において決定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 石川 友美

副代表理事 高橋 菜津美

理事 小菅 美沙

監事 小岩 勇登

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 7,000円 (1年間分)
- (2) 協働会員入会金 0円  
協働会員会費 3,500円 (1年間分)
- (3) アピアランス会員入会金 0円  
アピアランス会員会費 1,000円 (1年間分)
- (4) 特別会員入会金 0円  
特別会員会費 一口10,000円 (1年間分)

- (法第 10 条関係「設立認証申請」)
- (法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
- (法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

役員名簿

特定非営利活動法人 MAGO サポート

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
代表理事	いしかわ ともみ 石川 友美	[REDACTED]	無し	
副代表理事	たかはし らづみ 高橋 菜津美	[REDACTED]	無し	
理事	こすぎ みさ 小菅 美紗	[REDACTED]	無し	
監事	こいぬ ゆうと 小岩 勇登	[REDACTED]	無し	

- 備考
- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
  - 2 「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。
  - 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
  - 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
  - 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第 2 条第 2 項第 1 号口)。

(A 4)

お願い

住民基本台帳ネットワークを利用して、住所を確認する場合は、氏名(ふりがな)・住所・生年月日などを基にして確認しています。

住民票の写しの添付を省略する場合は、提出する役員名簿 3 部のうち、1 部(所轄庁保管用)の備考欄に、生年月日の記入をお願いします。

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣旨

現代社会において、高齢化の進展や病気などによる社会的な孤立、そして自己喪失感は看過できない課題となっています。

特に、高齢者や障がいを持つ方、がん治療などによる外見の変化(アピランス)に悩む住民にとって、日常のなかでの自分らしさや人とのつながりを維持することは、生きる意欲に直結する重要な要素になると考えます。

命と健康の重要性を強く再認識したきっかけは、私の身体にがんが見つかったことでした。

活動に邁進していたさなか、私の身体にがんが見つかったことで、活動を仲間たちに託し、活動の休止を余儀なくされた経緯があります。

幸いなことにがんの摘出手術は成功し、静養を経て、活動に復帰することができています。

命、健康、生きがい、暮らし、様々な悩みを抱えている住民に寄り添うべく、仲間たちの後押しを受けて、特定非営利活動法人を設立することを決断した次第です。

### 2 申請に至るまでの経過

2024 年 10 月 1 日、5 名の有志が集い、市民活動団体訪問まごを結成しました。

(2026 年 4 月 1 日、団体名を市民活動団体 MAGO サポートに変更。)

これまで高齢者などに対するまごころ指先ケアをはじめとした福祉事業を展開してきましたが、今後は、コミュニティの醸成を図り経済の活性化を目指す事業、そして、がんサバイバーとしての経験に基づくアピランス事業をおこなってまいります。

今後のさらなる展開と社会への貢献を目指すためには、法人化し社会的信用を高めることが必要と判断し、法人を設立するに至りました。

2026 年 4 月 17 日

特定非営利活動法人 MAGO サポート

設立代表者 住所又は居所

氏名 石川 友美



(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の事業計画書) )

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 MAGO サポート

1 事業実施の方針

設立初年度は、前身となる任意団体の事業を発展継続させるとともに、組織の基盤づくりを優先に活動してまいります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
福祉 MAGO 事業	訪問まごを核とした、高齢者、障がい者、認知症の住民、及び子どもへの支援	通年	花巻市 北上市	随時 4 名	のべ 83 名	411
	芸術、美術、音楽などアートに関する活動	通年	花巻市	随時 2 名	のべ 45 名	78
アピアランス MAGO 事業	がんサバイバーによる普及啓発活動	通年	花巻市 北上市	1 名	のべ 88 名	69
コミュニティ MAGO 事業	市庭(いちば)づくりによる地域興し	通年	花巻市	随時 3 名	のべ 78 名	275
	ボランティアの育成	通年	花巻市 北上市	常時 2 名	のべ 18 名	48

(法第10条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の活動予算書))

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人MAGOサポート  
 (単位:円)

科目	金額(単位:円)		
経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	70,000		
協働会員受取会費	7,000		
アピランス会員受取会費	2,000		
特別会員受取会費	0		
		79,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,000		
ボランティア受入評価益	247,440		
		250,440	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	390,000		
受取補助金	0		
		390,000	
4. 事業収益			
(1) 訪問まごを核とした、高齢者、障がい者、認知症の住民、及び子どもへの支援	87,000		
(2) 芸術、美術、音楽などアートに関する活動	36,000		
(3) がんサバイバーによる普及啓発	0		
(4) 市庭(いちば)づくりによる地域興し	170,500		
(5) ボランティアの育成	0		
		293,500	
5. その他収益			
受取利息	3		
		3	
経常収益計			1,012,943
経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	96,300		
ボランティア評価費用	247,440		
人件費計		343,740	
(2) その他経費			
諸謝金	9,000		
印刷製本費	9,650		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	13,000		
消耗品費(備品購入費を含む。)	215,000		
事務用消耗品費	12,000		
水道光熱費	63,000		
地代家賃	90,000		
保険料	3,000		
支払手数料	3,565		
その他経費計		538,215	
事業費計			881,955
2. 管理費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	1,100		
旅費交通費	11,000		
車両費	0		
通信運搬費	1,800		
消耗品費(備品購入費を含む。)	0		
租税公課	2,000		
その他経費計		15,900	
管理費計			15,900

経常費用計			897,855
当期経常増減額			115,088
税引前当期正味財産増減額			115,088
法人税、住民税及び事業税			0
設立時正味財産額			70,000
次期繰越正味財産額			185,088

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書) )  
 (法第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 26 条関係「定款変更認証申請」)  
 (法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

## 令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 MAGO サポート

### 1 事業実施の方針

令和 9 年度は、前年度に実施した事業を継続します。

また、事業の PDCA を行なうとともに、引き続き組織基盤の強化を図ります。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
福祉 MAGO 事業	訪問まごを核とした、高齢者、障がい者、認知症の住民、及び子どもへの支援	通年	花巻市 北上市	随時 5 名	のべ 92 名	467
	芸術、美術、音楽などアートに関する活動	通年	花巻市	随時 2 名	のべ 58 名	82
アピアランス MAGO 事業	がんサバイバーによる普及啓発活動	通年	花巻市 北上市	随時 2 名	のべ 110 名	78
コミュニティ MAGO 事業	市庭(いちば)づくりによる地域興し	通年	花巻市	随時 4 名	のべ 85 名	349
	ボランティアの育成	通年	花巻市 北上市	常時 2 名	のべ 27 名	57

(法第10条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))  
(法第25条第3項及び第4項、法第26条関係「定款変更認証申請」)  
(法第34条第3項及び第4項関係「合併認証申請」)

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人MAGOサポート  
(単位:円)

科目	金額 (単位:円)		
経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	91,000		
協働会員受取会費	14,000		
アピランス会員受取会費	8,000		
特別会員受取会費	10,000		
		123,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	22,000		
ボランティア受入評価益	329,920		
		351,920	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	410,000		
受取補助金	0		
		410,000	
4. 事業収益			
(1) 訪問まごを核とした、高齢者、障がい者、認知症の住民、及び子どもへの支援	112,500		
(2) 芸術、美術、音楽などアートに関する活動	43,000		
(3) がんサバイバーによる普及啓発	0		
(4) 市庭(いちば)づくりによる地域興し	226,700		
(5) ボランティアの育成	0		
		382,200	
5. その他収益			
受取利息	2		
		2	
経常収益計			1,267,122
経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	139,720		
ボランティア評価費用	329,920		
人件費計		469,640	
(2) その他経費			
諸謝金	12,000		
印刷製本費	11,200		
旅費交通費	124,855		
通信運搬費	13,900		
消耗品費 (備品購入費を含む。)	226,217		
事務用消耗品費	12,200		
水道光熱費	67,000		
地代家賃	90,000		
保険料	3,000		
支払手数料	3,787		
その他経費計		564,159	
事業費計			1,033,799
2. 管理費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	1,700		
旅費交通費	12,550		
車両費	0		
通信運搬費	1,800		
消耗品費 (備品購入費を含む。)	0		
租税公課	2,000		

その他経費計		18,050	
管理費計			18,050
経常費用計			1,051,849
当期経常増減額			215,273
税引前当期正味財産増減額			215,273
法人税、住民税及び事業税			0
前期正味財産額			185,088
次期繰越正味財産額			400,361